平成２７年（再イ）第２２号

青森市大字新城字山田677番地217

再生債務者　佐藤　健二

1　決議に付する再生計画案　平成27年12月４日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年１月12日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年１月12日まで

平成27年12月14日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第３号

広島県三原市城町３丁目10番10―508号

再生債務者　須川　　崇

1　決議に付する再生計画案　平成27年12月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年１月12日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年１月12日まで

平成27年12月14日　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（再イ）第５２号

広島市安佐南区西原９丁目８番32―702号

再生債務者　工　　和政

1　決議に付する再生計画案　平成27年12月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年１月21日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年１月21日まで

平成27年12月14日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第１２号

東京都北区滝野川５丁目35番５号　シー・グレイス402号、認可決定時の住所静岡県御殿場市新橋1695番地の１　ウィスティリア御殿場107

再生債務者　力石奈津広

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成24年９月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年12月14日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第５０号

大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―405号

再生債務者　鳥原　悠希

1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月８日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月12日から平成28年１月25日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第４号

北海道上川郡当麻町３条西３丁目６番16号

再生債務者　青柳　千晃

1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月25日から平成28年２月１日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第６号

京都市右京区嵯峨野南浦町14番地74(前住所)

京都市中京区壬生馬場町37番地４　シェルクレア305

再生債務者　藤川　孝之

1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月15日から平成28年１月22日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第５号

青森県つがる市森田町中田福浦24番地８

再生債務者　川村　高広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年12月11日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１０号

仙台市太白区中田町字境25番地の６

再生債務者　木嶋　一典

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年12月14日

仙台地方裁判所第４民事部

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成27年12月７日東北厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

平成 27 年 12 月 22 日

福島県郡山市本町１丁目11番地15号

大東銀行企業年金基金

清算人　渡辺　宏和

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成27年12月７日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき次のとおり公告します。

1. 清算人氏名　渡辺　宏和
2. 住所　福島県郡山市本町１丁目11番地15号

平成 27 年 12 月 22 日

大東銀行企業年金基金

企業年金基金清算結了公告

当基金は、平成27年12月９日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

平成 27 年 12 月 22 日

東京都新宿区東五軒町６番24号

トーハン企業年金基金

清算人　秋山　秀之

企業年金基金清算人退任公告

当基金は、平成27年12月９日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき公告します。

1．清算人氏名　秋山　秀之

2．住所　東京都北区滝野川２丁目６番７号―207

平成 27 年 12 月 22 日

東京都新宿区東五軒町６番24号

トーハン企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十月二十三日

掲載頁　六十四頁（号外第二四二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十月二十三日

掲載頁　六十四頁（号外第二四二号）

平成二十七年十二月二十二日

千葉県長生郡一宮町一宮三二七八番地

（甲）ＫＫホールディングス株式会社

代表取締役　片岡　暲雄

千葉県長生郡一宮町一宮三二七八番地

（乙）ＴＮコーポレーション株式会社

代表取締役　片岡　暲雄

合併公告

左記会社は平成二十八年二月一日を期して合併し、甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙は平成二十七年十二月一日付官報四十三頁（号外第二七〇号）において、それぞれの最終貸借対照表を開示しております。

平成二十七年十二月二十二日

東京都杉並区高円寺南二丁目三七番二二号

（甲）株式会社プロフェッショナルバーカッション

代表取締役　貞岡　幸男

東京都杉並区高円寺南二丁目五四番七号

（乙）株式会社９６６

代表取締役　貞岡　幸男